

8.4 景観

8.4 景観

8.4.1 現況調査

(1) 調査事項

工事の完了後における計画道路の存在に伴い、地域景観の特性及び眺望地点からの眺望の変化が考えられることから、以下の調査項目を選定しました。

- ア 地域景観の特性
- イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況
- ウ 土地利用の状況
- エ 景観の保全に関する方針等
- オ 法令による基準等

(2) 調査地域

地域景観の特性の調査地域は、計画道路及びその周辺としました。

代表的な眺望地点及び眺望の状況の調査地域は、計画道路及びその周辺の地形、地物の状況及び地域住民の利用度を勘案して代表的な眺望地点を設定しました。

(3) 調査方法

ア 地域景観の特性

既存資料の収集・整理及び現地踏査を行いました。

イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況

眺望地点は表8.4-1及び図8.4-1に、写真の撮影条件は表8.4-2に示すとおりです。

既存資料の収集・整理及び現地踏査に基づき、代表的な眺望地点を選定し、写真撮影を行い眺望の状況を把握しました。

表 8.4-1 代表的な眺望地点

代表的な眺望地点		選定理由	眺望の方向
①	都道 145 号との交差点付近	計画道路の起点側で交差する都道 145 号の歩道で、近隣住民の通行に利用されています。	歩道から西方向を眺望
②	立川第二中学校付近	計画道路と交差する曙町三丁目付近の市道で、立川第二中学校や立川国際中等教育学校の通学ルートとして利用されています。	通学ルートから北方向を眺望
③	曙三北公園	計画道路と隣接する公園で、近隣住民に利用されています。	公園から南東方向を眺望
④	都道 16 号（立川通り）との交差点付近	計画道路と交差する都道 16 号（立川通り）の歩道で、近隣住民に利用されています。	歩道から南西方向を眺望

注) 調査地点は、図 8.4-1 に示すとおりです。

表 8.4-2 撮影条件

撮影日	平成 29 年 9 月 21 日、26 日、11 月 2 日	平成 30 年 8 月 30 日
天候	晴れ	晴れ
使用カメラ	デジタルカメラ Panasonic DMC-GF7	Canon EOS 5D
焦点距離	18mm (35mm フィルム換算 37mm 相当)	35mm
撮影高さ	地上約 1.5m	地上約 1.5m
撮影角度	0° (水平)	0° (水平)

ウ 土地利用の状況

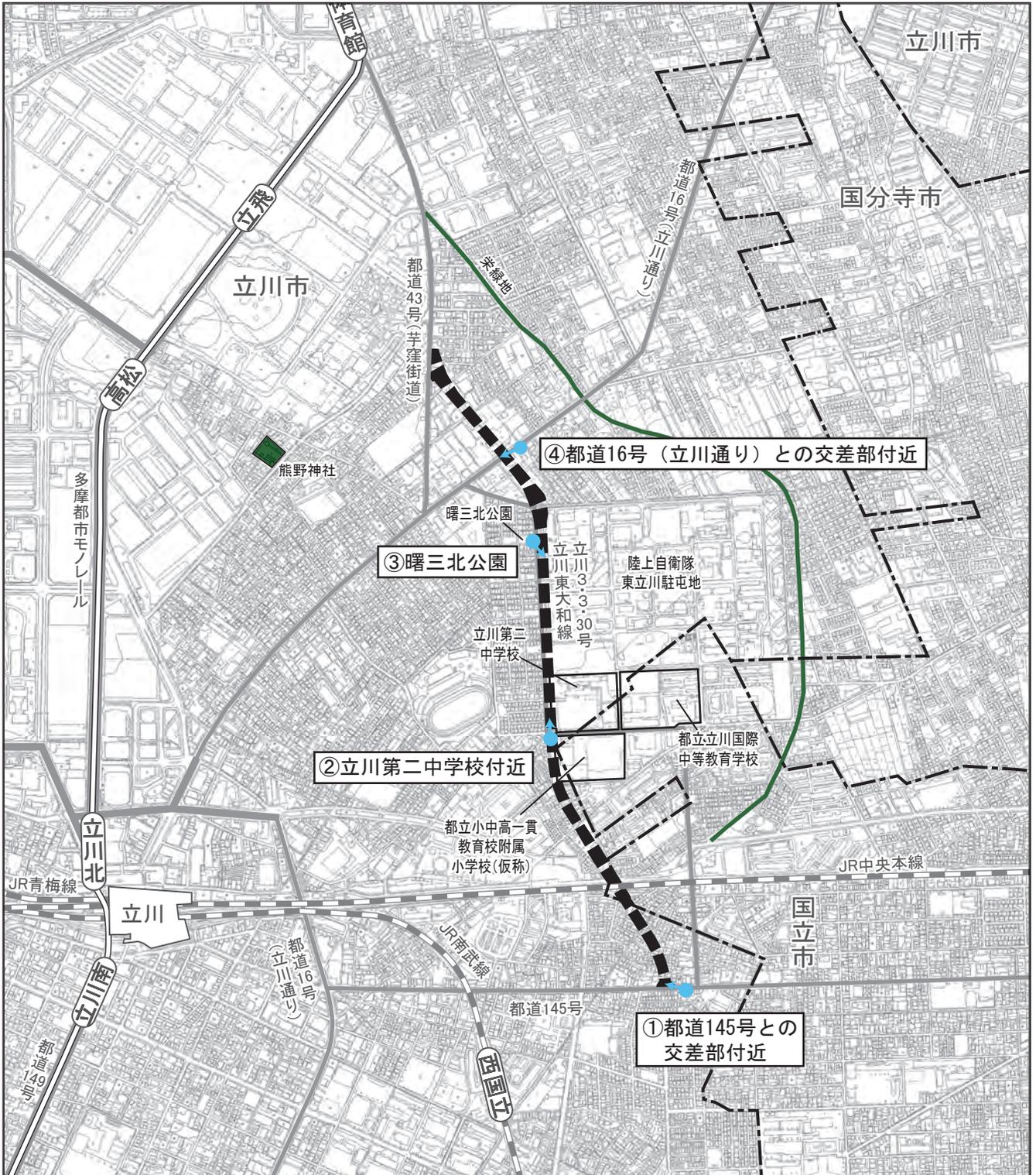
既存資料の収集・整理を行いました。

エ 景観の保全に関する方針等

既存資料の収集・整理を行いました。

オ 法令による基準等

景観の保全に関する法令等の収集・整理を行いました。



- 凡例
- : 計画道路
 - : 市界
 - : 主要道路(都道)
 - ➡ : 景観調査地点(矢印は撮影方向)
 - ◆ : 主要な景観資源

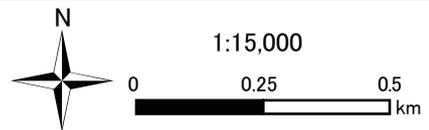


図8.4-1
代表的な眺望地点及び
眺望の方向・予測地点

資料:「立川市景観計画」(平成27年10月改定 立川市)

(4) 調査結果

ア 地域景観の特性

計画道路周辺は、主に独立住宅を中心とした住宅地が広がっているほか、商業施設、公園、陸上自衛隊東立川駐屯地や学校等があり、これらにより地域景観は構成されています。

計画道路周辺の主要な景観資源としては、図8.4-1に示すとおり、「立川市景観計画」(平成30年4月改定 立川市)に公園・緑地拠点として位置付けられている「栄緑地」や、歴史・文化拠点として位置付けられている「熊野神社」がありますが、計画道路及びその沿道にはありません。

イ 代表的な眺望地点及び眺望の状況

代表的な眺望地点からの眺望の状況は、図8.4-2(1)から(4)に示すとおりです。

ウ 土地利用の状況

土地利用の状況は、「8.1 大気汚染」(59ページ参照)に示したとおりです。

計画道路沿道は低層独立住宅が比較的多く、陸上自衛隊東立川駐屯地や学校等も一部立地しています。

計画道路沿道の建物は、2階以下の建物が多数を占め、一部、3階以上の建物も見られます。

エ 景観の保全に関する方針等

a 東京都景観計画

「東京都景観計画」(平成30年8月改定 東京都)は、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示したものです。景観法の考え方に以下の事項を加え、今後の景観形成を進めていく上での基本理念としています。

- ①都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成
- ②交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展
- ③歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上

立川市、国立市に関連しては、東京の景観形成において特に重要な地域として「国分寺崖線^{がいきせん}景観基本軸」が挙げられています。同基本軸では、広域的に連続する緑や崖線が生み出す湧水などの自然環境、多くの寺社や史跡等の歴史的資源、さらには水車や水田、わさび田などの文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観の形成を図るという目標が設定され、以下に示す景観形成の方針が示されています。

- ①連続した緑の景観の形成
- ②優れた自然環境を生かした景観の形成
- ③崖線の歴史的・文化的資源を生かした景観の形成
- ④崖線の存在を生かした魅力ある地域の景観の形成

b 立川市景観計画

立川市が豊かさと愛着を感じながら暮らせる街として発展し続けるための景観づくりを推進することを目的に「立川市景観計画」(平成30年4月改定 立川市)を策定しています。本計画では、立川市の景観づくりについて、良好な景観形成づくりを図るため、以下に示す景観形成の基本方針を定めています。

- ①多摩の拠点にふさわしい都市の魅力があふれる景観をつくる
- ②歴史を継承しながら持続するまちの景観をつくる
- ③地域の資源を共有し地域特性を生かした景観をつくる
- ④身近な風景から心地よさが体感できる景観をつくる
- ⑤市民一人ひとりが愛着を持てる景観をつくる

以上の基本方針に基づき、景観計画区域の区分を定め各区分ごとに目標及び景観形成の方針が定められています。その中で計画道路周辺においては、「栄緑地」が公園・緑地拠点、「熊野神社」が歴史・文化拠点として位置付けられており、「豊かな緑の空間からの眺望などに配慮した景観づくり」、「地域の歴史・文化を育む景観づくり」との目標の下、「公園・緑地の緑と調和した心地よい景観の形成」、「歴史・文化が育まれる景観の形成」などの個別方針が示されています。

c 国立市都市景観形成基本計画

国立らしい都市景観を守り、育て、創るための基本的な方向を明らかにすることを目的に「国立市都市景観形成基本計画」(平成8年11月 国立市)を策定しています。また、国立の景観の特性(国立らしさ)と国立の景観の抱える問題点を把握し、以下に示す都市景観形成の目標と方針を定め、実現のための方策を明らかにしています。

- ①自然と歴史・文化を保全、継承し、誇りをもって次世代に引き継げる都市景観をつくる
 - 方針1：自然を保全し、自然との共生を図る
 - 方針2：歴史と文化を伝える
- ②各地域の個性を生活かし、緑豊かで、国立らしい魅力にあふれる都市景観を創造し発展させる
 - 方針1：個性豊かなまちなみを育てる
 - 方針2：街の骨格と顔づくりをすすめる
- ③市民一人ひとりが支え育てる都市景観づくりをすすめる
 - 方針1：市民の景観への関心と共有意識を高める
 - 方針2：市民の景観形成の取り組みを推進する。

オ 法令による基準等

東京都は、東京都景観条例を定めており、その中で、都をはじめ国、区市町村及び公共的団体が施行する土木建築に関する事業(公共事業)に係る景観づくりのための指針として「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」を策定し、事業者に対して、当該指針への適合努力を促しています。

このうち、道路についての指針は、「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出を工夫すること。」が示されています。

計画道路及びその周辺には、自然公園法に基づく自然公園、都市計画法に基づく風致地区の指定はありません。

8.4.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度としました。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の完了後としました。

(3) 予測地域

予測地域は、現況調査の調査地域と同様としました。

(4) 予測手法

ア 計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度

既存資料等に基づく定性的予測としました。

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点の現況写真に、計画道路の完成予想図を重ね合わせたフォトモンタージュを作成し、現況写真との比較を行うことにより、代表的な眺望地点からの眺望の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測結果

ア 計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度

計画道路周辺は、現在、住宅、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等が立ち並んでおり、多様な用途が混在した地域景観となっています。事業の実施に伴い、これらの一部が改変されますが、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することから連続した緑が創出されます。

これらのことから、地域景観の特性の変化は小さいと予測します。

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、図8.4-2(1)から(4)までに示すとおりです。

事業の実施に伴い、住宅地や商業施設、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等の一部が改変され、計画道路が出現することにより、眺望に変化が生じます。

しかしながら、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ること、また、電線類の地中化により視線を遮る電柱や電線をなくし、周辺景観との調和を図ります。

これらのことから、周辺景観と調和が図られ、眺望の変化の程度は小さいと予測します。

<p>現況</p>	
<p>工事の完了後</p>	
<p><現況> 都道 145 号の沿道に商業施設や住宅、駐車場等があり、電柱や電線が混在する沿道景観となっています。 (平成 29 年 9 月撮影)</p> <p><工事の完了後> 計画道路の整備により、既存の建物が改変され、眺望に変化が生じます。周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めることから、快適な道路空間を確保します。</p> <p>注) 計画道路の幅員構成、信号機位置や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>：計画道路出現範囲</p> </div> </div>	

図 8.4-2(1) 代表的な眺望点からの眺望の状況
 (都道 145 号との交差部付近：地点①)

<p>現況</p>	
<p>工事後</p>	
<p>＜現況＞ 中央に立川二中前交差点があり、既存道路の右側には立川警察署曙町駐在所、立川第二中学校があり、左側には住宅地があります。 (平成30年8月撮影)</p> <p>＜工事後＞ 計画道路の整備により画面右側の立川警察署曙町駐在所、立川第二中学校のグラウンドの一部等が変更され、眺望に変化が生じます。計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することから、連続した緑が出現します。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p> <p>注) 計画道路の幅員構成、信号位置や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。</p>	 <p>：計画道路出現範囲</p>

図 8.4-2(2) 代表的な眺望点からの眺望の状況
(立川第二中学校付近：地点②)

<p>現 況</p>	
<p>工 事 の 完 了 後</p>	
<p><現 況> 手前に曙三北公園が広がり、その背後に住宅、都道 43 号、陸上自衛隊東立川駐屯地があり、緑の多い市街地の景観となっています。 (平成 29 年 11 月撮影)</p> <p><工事の完了後> 計画道路の整備により、既存の陸上自衛隊東立川駐屯地のフェンスや樹木の一部が改変され、眺望に変化が生じます。計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することから、連続した緑が出現します。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めることから、快適な道路空間を確保します。</p> <p>注) 計画道路の幅員構成や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。</p>	 <p>■ : 計画道路出現範囲</p>

図 8.4-2(3) 代表的な眺望点からの眺望の状況
(曙三北公園：地点③)

<p>現況</p>	
<p>工事の完了後</p>	
<p><現況> 画面手前の都道16号(立川通り)の沿道には商業施設、住宅、倉庫等があり、市街地の景観となっています。 (平成29年9月撮影)</p> <p><工事の完了後> 計画道路の整備により、都道16号(立川通り)の沿道の商業施設や住宅等が改変され、眺望に変化が生じます。計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することから、連続した緑が出現します。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p> <p>注) 計画道路の幅員構成、信号機位置や整備形態については、今後、関係機関との調整により変更となる場合があります。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>■ : 計画道路出現範囲</p> </div> </div>	

図 8.4-2(4) 代表的な眺望点からの眺望の状況
(都道16号(立川通り)との交差点付近:地点④)

8.4.3 環境保全のための措置

(1) 工事の完了後

景観への影響を最小限にとどめるため、以下に示す環境保全措置を講じることとします。

ア 予測に反映した措置

- ・計画道路の沿道に可能な限り植樹帯を設け、緑の連続性の確保に努めます。
- ・電線類の地中化を図り、快適な道路空間の確保に努めます。

イ 予測に反映しなかった措置

- ・植樹帯の樹木等は、適切に維持管理します。

8.4.4 評価

評価の指標は、「公共事業景観形成指針(公共事業の景観づくり指針)」に定められた道路・鉄道・モノレールに係る景観づくり指針に基づき、「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出を工夫すること。」としました。

ア 計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度

計画道路周辺は、現在、住宅、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等が立ち並んでおり、多様な用途が混在した地域景観となっています。事業の実施に伴い、これらの一部が改変されますが、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ることから、計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測しました。

以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出を工夫すること。」を満足します。

イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

事業の実施に伴い、住宅地や商業施設、陸上自衛隊東立川駐屯地、学校等の一部が改変され、計画道路が出現することにより、眺望に変化が生じます。

しかしながら、計画道路の車道の両側に植樹帯を設置することにより連続した新たな緑の創出を図ること、また、電線類の地中化により視線を遮る電柱や電線をなくし、周辺景観との調和を図ることから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は小さいと予測しました。

以上のことから、評価の指標とした「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出を工夫すること。」を満足します。